

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画永田町二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	永田町二丁目地区地区計画					
位 置	千代田区永田町二丁目及び港区赤坂二丁目各地内					
面 積	約 5. 9 h a					
地区計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都東京の中心に位置し、政治、経済、文化、交流の中核機能を担うにふさわしい地域として整備する。</li> <li>・ 東京の伝統を伝える文化、風習と歴史的施設及び緑を保存するとともに、地域社会の活性化を図る。</li> <li>・ 都心立地にふさわしい高度で多様な都市機能の導入を図り、国際化、情報化に対応する風格のある都市景観づくりを行う。</li> <li>・ 一体的な開発による土地の合理的な高度利用により、良好な魅力ある活力に満ちた都心市街地の形成を図る。</li> </ul>					
及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区に隣接する都市計画道路補助 21 号線及び補助 22 号線などの拡幅、整備を行う。</li> <li>・ 地下鉄相互間の乗換え及び歩行者の交通の利便性の向上をめざし、地下広場などの地下歩行者空間を整備する。</li> <li>・ 歩行者通路、広場などを整備し、快適な歩行者空間のネットワークと緑化を図る。</li> </ul>				
建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下鉄新駅と一体的な整備を行い、各地区間の歩行者ネットワークの形成を図り、利便性の高い魅力ある建築物を整備する。</li> <li>・ 公開空地など豊かなオープンスペースの確保を図り、風格ある建築物を整備する。</li> <li>・ 複合市街地の形成へ向けて地区別に用途の誘導を図り、地区に応じた魅力ある建築物を整備する。</li> <li>・ 敷地内の広場、緑地、歩行者通路を活用し、うるおいと憩いのある空間を整備する。</li> </ul>					
再開発等促進区	面 積	約 5. 9 h a				
	土地利用に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区計画の目標を踏まえつつ、土地の高度利用を推進するとともに、業務、宿泊、文化、神社施設などの調和のとれた緑豊かな複合市街地の形成を図る。</li> <li>・ A 地区： 国際的な業務、商業を主体とした機能の導入を図る。</li> <li>・ B 地区： 国際化、情報化にふさわしい魅力ある宿泊、文化、交流機能を主体とした整備を図る。</li> <li>・ C 地区： 伝統的な文化、風習を継承する日枝神社の施設を更新し、緑を活かし保全する。</li> </ul>				
主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
	道 路	地区幹線道路	1.2 m	約 160 m	—	新 設
	その他の公共空地	地下歩行者専用通路	6 m	約 110 m	—	新 設
		地下広場	—	—	約 1, 200 m <sup>2</sup>	新 設
		緑地	—	—	約 23, 000 m <sup>2</sup>	約 13, 000 m <sup>2</sup> の樹林地を含む。

位 置	千代田区永田町二丁目及び港区赤坂二丁目各地内				
面 積	約 5.9 ha				
地区施設の配置 及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考
	道 路	区画道路	6 m	約 160 m	一部拡幅
地区の区分	名 称	A 地 区		B 地 区	C 地 区
	面 積	約 2.3 ha		約 0.9 ha	約 2.7 ha
建築物の用途の制限  建築物等に関する事項	次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。	1. 事務所、店舗又は飲食店 2. 劇場、映画館、テレビスタジオその他これらに類するもの 3. 博物館、美術館その他これらに類するもの 4. 集会場 5. 学習塾、華道教室その他これらに類するもの(専修学校、各種学校を含む。) 6. アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの 7. 診療所 8. 供給施設、公共用通路その他の公共公益施設 9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 10. 前各号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。	1. ホテル 2. 事務所 3. 共同住宅 4. 店舗又は飲食店 5. アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの 6. 診療所 7. 供給施設、公共用通路その他の公共公益施設 8. 前各号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。 1. 神社 2. 結婚式場(宴会場を含む。) 3. 飲食店 4. 集会場 5. 学習塾、華道教室その他これに類するもの(専修学校、各種学校を含む。) 6. 自動車車庫 7. 共同住宅又は寄宿舎 8. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 9. 前各号の建築物に附属するもの

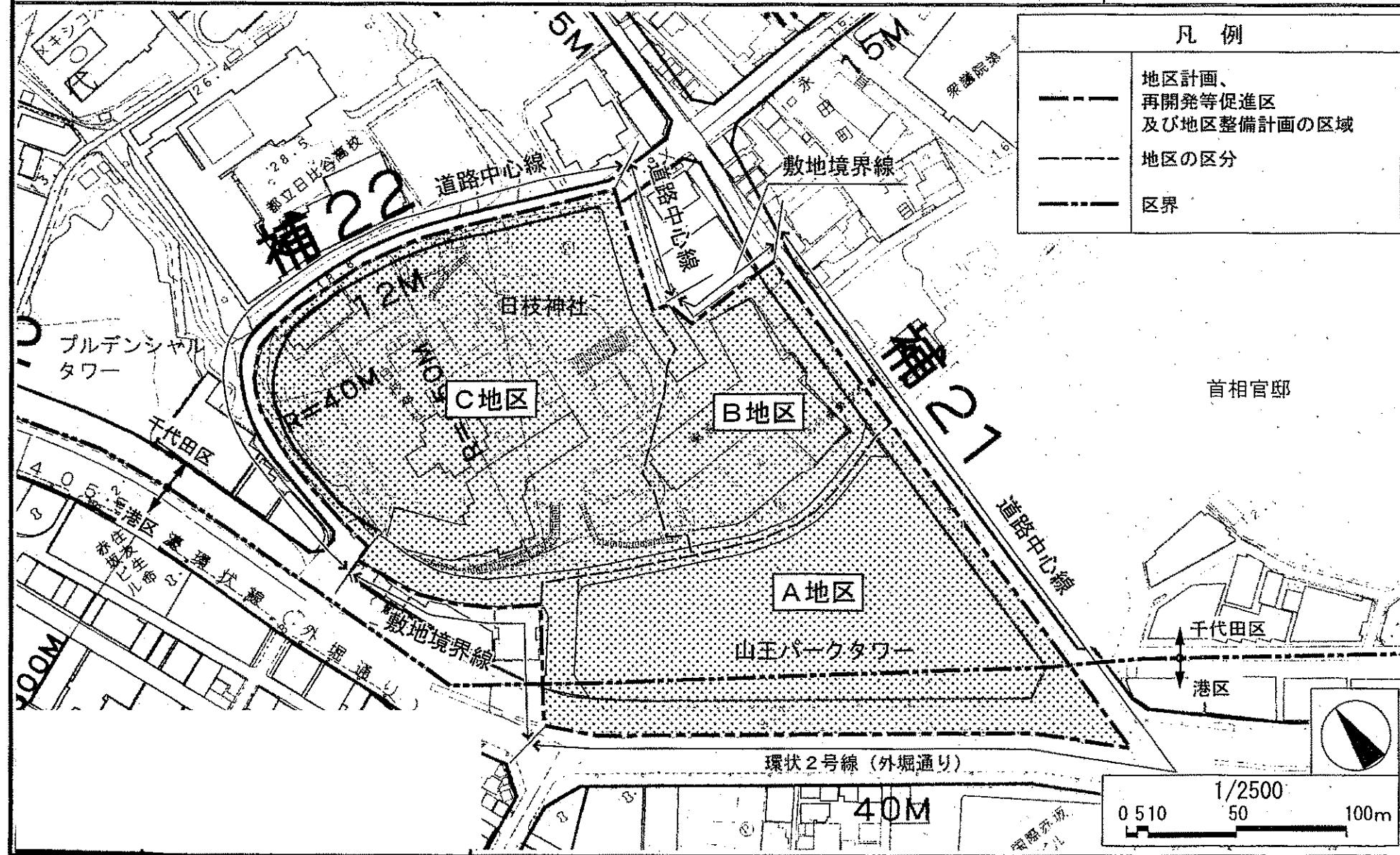
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	10分の130 ただし、供給施設、公用通路その他の公共公益施設の用に供する部分は除く。	10分の91 ただし、中水道施設の用に供する部分は除く。 また、事務所、共同住宅の用に供する部分の合計は全体の2分の1未満とする。	10分の30	
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5	10分の7	10分の5	
	建築物の敷地面積の最低限度	10,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	—	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、前面道路の路面の中心から高さ1m以下の部分、地下の出入口及び給排気施設の部分で高さ5m以下のもの又は歩行者専用デッキの部分を除く。			
	建築物等の高さの最高限度	—	130m 建築物の高さはT.P.からの高さとする。	—	
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色をさけるなど周辺環境との調和に配慮し落ち着きのある色調のものとする。			
	建築物の容積率の最高限度に係る部分については、次の部分を延べ面積に算入しない。				

- 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
- 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

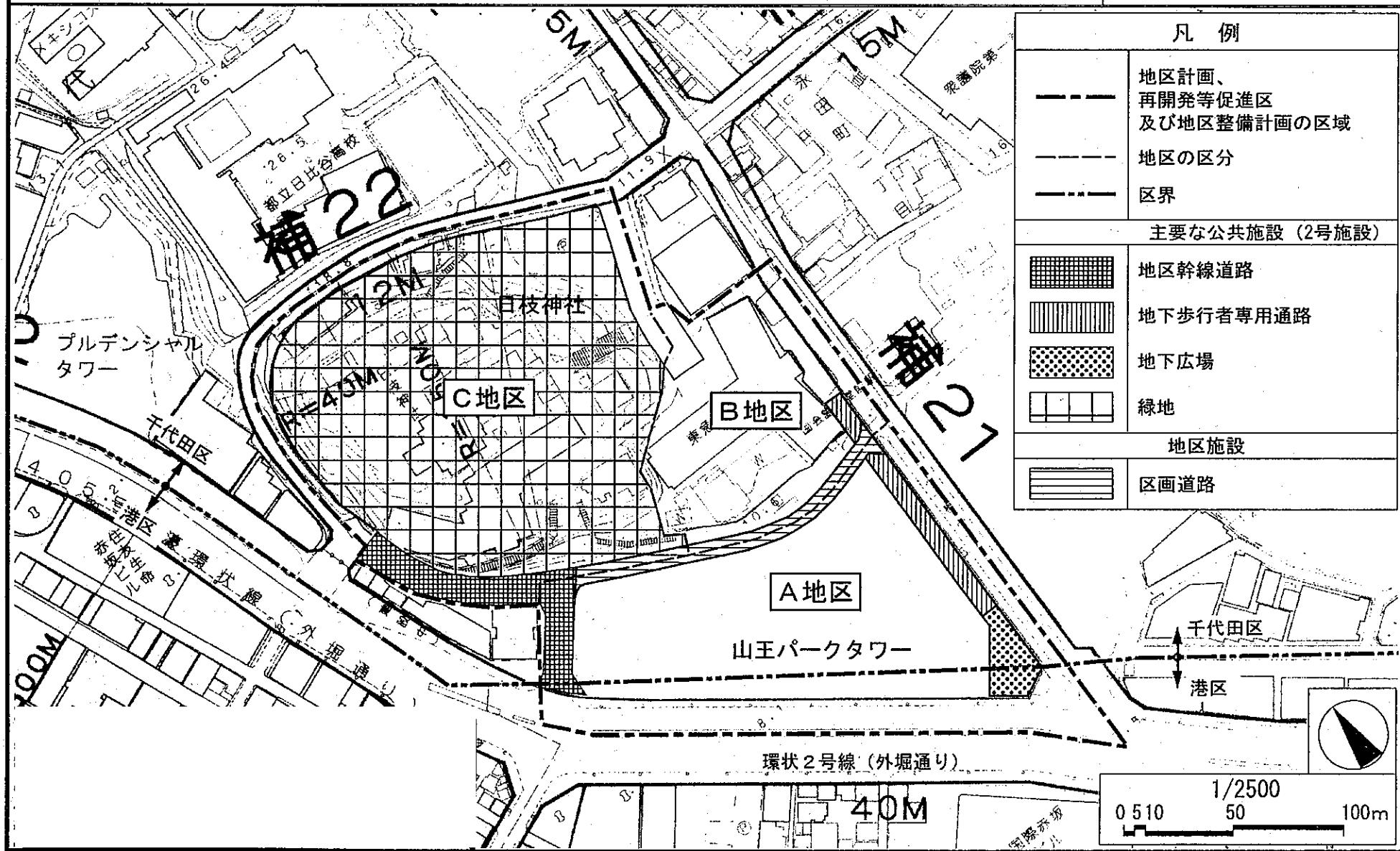
理由： 土地利用転換の動きにあわせて、土地の高度利用と都市機能の更新を誘導し、複合機能を備えた都市整備を図るため、地区計画を変更する。

# 東京都市計画地区計画 永田町二丁目地区地区計画 計画図 1 [東京都決定]



# 東京都市計画地区計画 永田町二丁目地区地区計画 計画図 2

(東京都決定)



東京都市計画地区計画 永田町二丁目地区地区計画 計画図3 [東京都決定]

